

様式第7号(第15条、第17条関係)

加賀許第 19号

許 可 証

住所 羽生市大字上新郷1838番地25

氏名 株式会社埼玉鴻商

代表取締役 鶴崎 隆広

令和6年2月9日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業所の所在地及び名称	加須市花崎四丁目23番9号 株式会社埼玉鴻商 加須営業所
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物（ごみ）特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に定めるもの
収集運搬及び処分の別	収集運搬業
事業の区域	加須地域、北川辺地域及び大利根地域 特定家庭用機器再商品化法に係る指定引取場所
許可の期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
許可の条件	1 関係法令、市条例及び市の指示を遵守し、誠実に業務を行うこと。 2 業務に関する一切の行為について、その責任を負うこと。 3 営業区域については、許可時の区域に限る。 4 指定引取場所へ運搬できる市外の廃棄物は、裏面記載の排出元市町村から発生するものに限る。

令和6年3月19日

加須市長 角田守良

教示



1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、加須市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として(訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。) 提起することができます。

加賀許第 19 号

排出元市町村
羽生市

一般廃棄物収集運搬業務実績報告書については、次のとおり提出すること。

- ・ 上半期分（4月～9月）は、10月10日までに提出すること
- ・ 下半期分（10月～3月）は、4月10日までに提出すること

※実績が無い場合についても、月ごとに1枚作成し、必ず提出すること。